

飯田創造館ギャラリー利用規定

令和元年8月26日 長野県飯田創造館

本館3階ギャラリーの貸与について

- 1 本館利用グループ登録している利用者（以下本館登録利用者という。）が日頃の活動の成果発表の機会として、無料で貸与する。
- 2 本館登録利用者の受付後、使用しない期間は、本館登録利用者以外の者（団体）の申し込みを受付ける。
- 3 「301号室とのセット利用者及び本館登録利用者」以外の者（団体）がギャラリーを利用する場合は、本館の一室を木曜日から火曜日までの6日間の利用する形をとる。（要予約、利用料金6,000円）
- 4 冷暖房は、全館の施設と一体のため、使用料は取らないが、必要な場合は事務室で判断する。
なお、暖房として石油ストーブ及び電気ストーブを利用された場合は、下記の利用料を支払う。
(1個当たり：午前 120円 午後 180円 夜間 240円)
- 5 附則 本規定は令和2年4月1日から施行する。